

国際委員会シカゴ弁護士会訪問報告

国際委員会委員

田中 優子 (56期) 富松 宏之 (64期) 三坂 和也 (64期) 光野 真純 (66期) 保田 志穂 (66期)

1 はじめに

国際委員会シカゴ弁護士会訪問団は、2015年4月16日から17日にかけて、シカゴ弁護士会を訪問した。

今回の訪問の目的は、東京弁護士会（以下「当会」という）とシカゴ弁護士会（CBA）との間の友好協定の強化及びCBAが法曹向けに実施する継続的法曹教育制度（CLE：Continuing Legal Education）の視察である。

当会とCBAとは、2007年の友好協定締結以来、様々な形で親交を深めているが、今回は、当会弁護士のCLEプログラムへの参加という形で、新たな友好の歴史を刻むこととなった。また、訪問の機会を利用した当会・CBA共催セミナーの開催が提案されたため、当会からは国際委員会の早川吉尚副委員長、樋口一磨副委員長、今里恵子委員がスピーカーとして出席し、CLEプログラムのひとつとして共催セミナーを行った。以下、詳細について報告する。

2 CBA YLS Luncheon Meeting (4/16)

当会若手弁護士5名（国際委員会田中委員、富松委員、三坂委員、光野委員、保田委員）は、CBAヤングローヤーズセクション（YLS）からランチョンに招待された。ChairであるPaul Ochmanek氏を中心に十数名のYLSのメンバー（弁護士）に集まっていたが、立食形式のランチを行って交情を結ぶとともに、お互いの弁護士会の活動について情報交換を行った。CBAにおいてヤングローヤー（YL）は10年



程度の研鑽を行った後、自身の経験をもとに若手弁護士の指導にあたっており、世代間で知識と経験の交流が図られているとのことであった。

3 CBA・東京弁護士会共催ADRセミナー（4/16）

(1) 概要

共催セミナーのメインテーマは、調停やADR等の手法・技術・システムにおける日米（特に東京・シカゴ）の比較であり、5つのセクションに分かれ、各スピーカーより報告がなされた。

(2) 内容

樋口副委員長から「3.11東日本大震災における日本のADR」が紹介された。法律によって東京電力の責任が認められ、争点となる賠償額算定のためのガイドラインが政府主導で作成されており当該ガイドラインに沿った和解案が提示されること、片面的に東京電力に対して和解案の尊重が義務付けられており、弁護士が申立人のみならず調査委員や仲介人として活躍している等当該ADRの特徴が説明されるとともに、ADRを担う人材が不足していること、東京電力が和解案に合意せず紛争が解決しないケースがあるなど問題点も指摘された。

CBAのTimothy Tomasik氏からは「9.11テロリズムに関するADR」として、航空会社、警備会社と被害者間の紛争におけるADRが紹介された。東京電力のケースとは異なり、テロリズムによる行動の責任を認めるものがない点で9.11のケースは困難を極めたが、判例理論を駆使して航空会社の責任を認めさせることができ、ADRを有効活用することができたことが報告された。

早川副委員長からは、「日本のADRの現状」として、裁判所主導の調停と弁護士会主導のADRが存在し、裁判所の調停の中でも訴訟に近い従来のタイプと当事者らのカウンセリング機能をもつ新しいタイプとに分別されることが報告された。

元裁判官であるHon. James Henry氏より「Mediations

in Chicago」として、商事調停に関する報告があった。商事紛争においては、個別の案件ごとに構造等が異なることから、その多様性に対応することの難しさが指摘された。

今里委員からは、日本においては、裁判所が設営し、あらゆる民事紛争を対象とした、全国一律の手続の、債務名義を得ることのできる「司法的ADR」としての調停があり、裁判官と原則二人の調停委員による調停は歴史的に広く国民に受け入れられており、諸外国に例をみないものであるという説明がされ、その後のパネルディスカッション（副題「日本の伝統的なADR「調停」を踏まえて」）では、参加者から、調停が日本において国民に広く受け入れられている理由、調停委員の報酬や家事調停に関する質問等もなされ、活発な議論がなされた。

4 Reception hosted by CBA (4/16)

共催セミナーのレセプションがCBAにて開催された。特にセレモニー等はなく、ドリンクと軽食をいただきながら、各自交流を図るというものであった。

5 Dinner with CBA's Young Lawyers Section(4/16)

レストランでのYLSディナーに、当会のYLが招待された。共に弁護士経験は短いYL同士であるが、米国弁護士が専門分野を即答するのに対し、私たちが「何でもやっている」と回答するのは、教育制度の違いにも一因があることに気づかされた。即ち、米国では各ロースクール（LS）が一定の専門分野に強みを有しており、これにより選ばれているのに対し、日本では、専門分野という観点からは、LS間に特筆すべき差はない。そのため日本では弁護士になった後に各々で専門分野を磨いていく。

この基本的な違いからすれば、YLに対するトレーニングコースも日米で異なることは当然である。欧米の法曹教育プログラムにも利点はあろうが、日本の弁護士は欧米と異なり裁判官・検察官の知見も有していること、法的ジェネラリストであることに誇りを持ちたい。

6 CLEプログラム (4/17)

(1) 概要

今回のCLEプログラムは、シカゴ弁護士会会長のDan Cotter氏により主催された。メインテーマは、"Pitfalls in International Contracts"であり、これが7つのセクションに



分かれて、早川副委員長、Caroline Berube氏、Lalit Mathur氏、Bill Snyder氏、及びCarlos Velázquez de León氏より解説がなされた。

(2) 内容

"Challenges of structuring cross-border joint ventures"というテーマでは、Carlos Velázquez de León氏より、メキシコではJoint Ventureという概念がないため、Joint Ventureとは何かという点から考える必要があり、また、Americanizeされた文書を用いざるを得ないという説明がされた。

また、"Use of preliminary transaction agreements and their (sometimes unintended) consequences"では、早川副委員長より、日本の裁判所の状況が説明され、裁判官が国際契約の取扱いについて必ずしも慣れていないため、国際契約において準拠法を日本法とするという選択をする場合には、この点を念頭に置く必要があるとの解説がされた。

このほか、"Impact of different notions of attorney-client privilege and professional secrecy"では、アメリカではDiscoveryの手続が存在するため、アメリカでの訴訟の際にDiscoveryの手続に巻き込まれることによる大きなリスクを日頃から周知し、保存期限を定める等して各種の証拠をきちんと保存しておくためのルール作りを行っておくとともに、インハウスローヤーに係るAttorney-Client Privilegeを活用することが重要であるとの指摘がされた。

7 結語

以上のとおり、2日間にわたりCBA訪問が行われたが、当会とCBAの友好関係の強化だけでなく、CLEの視察及びジョイントセミナーの開催を行い、CBA及び当会のいずれにとっても非常に充実した貴重な機会となった。